

訪問リハビリテーション 契約書

利用者: 様

事業者: 医療法人社団一秀会 春日病院

様（以下、「利用者」といいます）と、医療法人社団一秀会春日病院（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問リハビリテーションについて、つぎのとおり契約を結びます。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、心身の機能維持回復を図るために訪問リハビリテーションのサービスを提供し、利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間と更新）

- 1 この契約の契約期間は、契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に契約者が要介護状態の更新を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間の満了の7日までに、契約者又は身元引受人からの書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間を満了日とします。

ただし、契約期間満了日以前に契約者が要介護状態の更新を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（訪問リハビリテーション計画の作成・変更）

- 1 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般 の状況および希望を踏まえ、訪問リハビリテーション計画を作成します。
- 2 訪問リハビリテーション計画には、訪問リハビリテーションサービスの目標や、目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
- 3 事業者は、訪問リハビリテーション計画を作成、また変更した場合は、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
- 4 訪問リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。

- 5 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問リハビリテーションの目的にしたがって、訪問リハビリテーション計画を変更します。
 - ① 利用者の心身の状況などの変化により、当該訪問リハビリテーション計画の変更を要する場合。
 - ② 利用者およびその家族などが、訪問リハビリテーション計画の変更を希望する場合
- 6 事業者は、前項の訪問リハビリテーション計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

第4条（訪問リハビリテーションサービスの内容およびその提供）

- 1 事業者は、第3条によって作成された訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者に対して訪問リハビリテーションのサービスを提供します。サービス内容については、別紙【重要事項説明書】に記載されているとおりです。
- 2 事業者は、利用者の訪問リハビリテーションのサービス提供に関する記録を 作成し、この契約の終了後も5年間保管します。
- 3 利用者およびその家族は、第2項のサービス記録の閲覧および複写物の交付を受けることができます。

第5条（協議義務）

利用者は、事業者が訪問リハビリテーションのサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第6条（契約者負担金及びその変更）

- 1 事業者が提供する、訪問リハビリテーションのサービス利用料およびその他の費用は、別紙【重要事項説明書】に記載されているとおりです。
- 2 利用者は、サービス利用の対価として、第1項の費用額をもとに、算定された利用者負担額を月ごとに事業者に支払います。
- 3 事業者は、提供した訪問リハビリテーションのサービスのうち、介護保険の 適用外のものがある場合、そのサービスの内容および利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 事業者が、前項の契約者負担金の変更(増額又は減額)を行う場合には、契約者に対して変更予定日の1ヶ月前までに文書により説明し、同意を得ます。
- 5 事業者は、第4項に定める料金の変更を行う場合は、新たな料金に基づいた【重要事項説明書】を添付した、利用サービス契約書を事業者・利用者の双方で交わします。

第7条（契約者負担金の支払い）

- 1 サービスが介護保険の適用を受ける場合には、介護報酬告示上の額を利用者の介護保険負担割合に応じてサービス費をお支払いいただきます。
- 2 保険料の滞納などにより、サービス費の「契約者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
※介護保険負担割合証の記載された内容を確認いたします。
- 3 事業者は当月の契約者負担金の請求に明細を付して、翌月中旬頃までに請求書を発行します。お支払い方法は「現金」もしくは「口座振込」とさせていただきます。

第8条（契約者負担金の滞納）

- 1 契約者が正当な理由なく契約者負担金を2カ月以上滞納した場合には、事業者は文書により14日の期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、事業者は契約者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について居宅介護支援事業者と必要な協議を行うようにするものとします。
- 3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第9条（利用者の解除権）

- 1 利用者は事業者に対して、7日間以上の予告期間をもって事業者に通知することで、いつでもこの契約を解除することができます。なおこの場合、事業者は契約者に対し、文書により確認を求めることができます。
ただし、契約者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、契約者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
 - ② 事業者が、契約者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

第10条（事業者の解除権）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 契約者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 第8条による場合
- ③ 契約者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第11条（契約の終了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は契約者がこれを負担します。

- ① 利用者の要介護認定区分が、非該当となった場合
- ② 利用者が介護保険施設や医療施設などへ、入所または入院などした場合
（※検査入院等の短期入院を除く）
- ③ 第9条に基づいて、利用者が契約を解除した場合
- ④ 第8条、10条に基づいて、事業者が契約を解除した場合
- ⑤ 利用者が死亡した場合

第12条（契約終了時の援助）

契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともに、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、契約者に対して必要な援助を行います。

第13条（秘密保持）

- 1 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は別紙「個人情報使用同意書」に定める事項に基づき、契約者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
 - ① 介護保険サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議に必要となる場合。

- ② 介護支援専門員と介護サービス事業所等の連絡調整及びサービス事業者間の連絡調整に必要となる場合。
 - ③ サービス提供困難時及び契約終了時の事業者間の連絡、紹介等の場合。
 - ④ 入院など医療機関を受診するときに、当該医療機関に対して個人情報を使用する場合。
 - ⑤ 事業所などにおいて行われる研修生、実習生、学生への教育。
 - ⑥ 介護保険事務に関する情報提供の場合。
- 3 契約者は、本契約及び個人情報使用の締結により、前項の個人情報の使用を了承するものとします。

第14条（緊急時の対応）

事業者は、訪問リハビリテーションのサービスを提供しているときに、利用者に容態の急変が生じた場合は、速やかに主治医または家族に連絡を取り、必要な措置を講じます。

第15条（事故発生時の対応）

事業者は、訪問リハビリテーションのサービスを提供するにあたり事故が発生した場合には、関係機関並びに利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を迅速に講じます。

第16条（賠償責任）

- 1 事業者は、訪問リハビリテーションのサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。
- 但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償責任を速やかに履行するものとします。
- 3 事業者は、事故の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各項目に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - ② 契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - ④ 契約者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第17条（連携）

- 1 事業者は、訪問リハビリテーションのサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 当事業者が提供するサービスを、通所系サービスや訪問系サービスへ移行 する場合、担当責任者は、他サービス事業者との円滑な連携を行うために、利用者の心身状況などを記載した情報提供書を提出します。

第18条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問リハビリテーションサービス、または訪問リハビリテーション計画に位置づいたサービスに関する要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。
- 2 事業者は、契約者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 契約者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第19条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第20条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、契約者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第21条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的な債務、その他の義務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負います。
- 2 契約者は社会通念上、身元引受人を立てることができないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
- 3 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるように努めます。
- 4 事業所は、利用料金の変更や「訪問リハビリテーション計画」に変更等があった場合は、必ずその都度、身元引受人に通知することとします。

第22条（署名代行者）

契約者に麻痺等があり、契約者本人の記名・捺印が得られない場合には、署名代行者を立てる必要があります。署名代行とは署名を代行するだけで、債務や本契約の義務項目等すべて契約者本人に帰属します。よって家族や親類がある場合には、第21条の身元引受人を立てるよう協力をお願いすることとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者・身元引受人、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

事業者	住 所	神戸市北区大脇台3番1号
	事業者名	医療法人社団一秀会 春日病院
	代表者氏名	理事長 春日秀樹 ⑩
	T E L	078-592-7500
利用者	住 所	
	氏 名	⑩
	T E L	
身元引受人	住 所	
	氏 名	⑩
	T E L	
署名代行者	続 柄	
	住 所	
	所 属	
	氏 名	⑩
	署名代行理由	<input type="checkbox"/> 手が不自由 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> その他 ()
	上記の理由により 署名の代行を 依頼しました	⑩

利用者及び身元引受人以外の代理人が当該契約を締結する場合、別途「委任状」が必要です。

代理人が委任を受けた範囲内で行う行為の効果は、ご契約本人に帰属します。